

自己資本の構成に関する開示事項
平成27年9月末

【連結】

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号(注)	項目	当中間期末	経過措置による 不算入額	前中間期末	経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	729,780		703,765	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	145,730		145,729	
2	うち、利益剰余金の額	644,731		610,459	
1c	うち、自己株式の額(Δ)	54,542		47,475	
26	うち、社外流出予定額(Δ)	6,138		4,949	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	342		281	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	65,623	98,435	27,477	109,908
5	普通株式等Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	401		448	
	うち、非支配株主持分に係る経過措置によるものの額	401		448	
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ)	796,149		731,972	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5,666	8,499	2,292	9,170
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	5,666	8,499	2,292	9,170
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	596	894	8	32
12	適格引当金不足額	-	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	653	980	-	-
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	71	107	21	86
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	13,217	19,825	3,419	13,678
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1 資本不足額	-	-	-	-
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額(ロ)	20,205		5,741	
普通株式等Tier1 資本					
29	普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	775,944		726,230	
その他Tier1 資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
	31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
	32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	-
34-35	その他Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	263		244	
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	3,124		1,107	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	3,124		1,107	
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(ニ)	3,387		1,352	
その他Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	2,390	3,586	376	1,504
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	-		-	
42	Tier2 資本不足額	-	-	-	-
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)	2,390		376	
その他Tier1 資本					
44	その他Tier1 資本の額((ニ)-(ホ))/(ヘ)	997		975	
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ))/(ト)	776,941		727,206	

国際様式の 該当番号(注)	項目	当中間期末	経過措置による 不算入額	前中間期末	経過措置による 不算入額
Tier2 資本に係る基礎項目					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-	-
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-	-
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-	-	-	-
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	62	-	57	-
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	-	-
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-	-	-
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	4,954	-	1,971	-
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	644	-	746	-
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	4,310	-	1,224	-
	経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	63,023	-	78,190	-
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	63,023	-	78,190	-
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額(チ)	68,040	-	80,218	-
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	15,665	23,498	3,784	15,136
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,094	-	840	-
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	-	-	-	-
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	1,094	-	840	-
57	Tier2 資本に係る調整項目の額(リ)	16,760	-	4,625	-
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	51,280	-	75,593	-
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	828,221	-	802,800	-
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	77,941	-	51,593	-
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)の額に係る経過措置によるものの額	8,499	-	9,170	-
	うち、退職給付に係る資産の額に係る経過措置によるものの額	980	-	-	-
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	340	-	274	-
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	68,120	-	42,148	-
60	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	5,141,054	-	4,837,584	-
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	15.09%	-	15.01%	-
62	連結Tier1 比率((ト)/(ヲ))	15.11%	-	15.03%	-
63	連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	16.10%	-	16.59%	-
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	87,671	-	82,982	-
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	20,460	-	19,643	-
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	-	-
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	644	-	746	-
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	1,130	-	1,182	-
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	4,310	-	1,224	-
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	28,502	-	26,858	-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-	-	-	-
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	-	-
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	-	-	-	-
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	-	-

(注)平成24年6月にバーゼル銀行監督委員会より公表された、「バーゼル3に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式の項目番号です。

【単体】

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号(注)	項目	当中間期末	経過措置による 不算入額	前中間期末	経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	692,580		669,907	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	145,730		145,729	
2	うち、利益剰余金の額	607,530		576,601	
1c	うち、自己株式の額(Δ)	54,542		47,475	
26	うち、社外流出予定額(Δ)	6,138		4,949	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	342		281	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	65,210	97,816	28,714	114,858
	経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ)	758,134		698,903	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5,603	8,404	2,217	8,869
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	5,603	8,404	2,217	8,869
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	552	828	6	26
12	適格引当金不足額	-	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	3,056	4,584	1,250	5,001
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	71	107	21	86
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	13,944	20,916	3,714	14,857
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1 資本不足額	2,524		408	
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額(ロ)	25,751		7,619	
普通株式等Tier1 資本					
29	普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(ロ)/(ハ))	732,382		691,283	
その他Tier1 資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
	31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
	32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	-
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-	0	0
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によるものの額	-	-	0	0
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(ニ)	-	-	0	0
その他Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	2,524	3,786	409	1,636
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-	-	-
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	-	-	-	-
42	Tier2 資本不足額	-	-	-	-
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)	2,524		409	
その他Tier1 資本					
44	その他Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)/(ヘ))	-	-	-	-
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)/(ト))	732,382		691,283	

国際様式の 該当番号(注)	項目	当中間期末	経過措置による 不算入額	前中間期末	経過措置による 不算入額
Tier2 資本に係る基礎項目					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-	-
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-	-
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-	-	-	-
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	3,597	-	560	-
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	58	-	135	-
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	3,539	-	425	-
	経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	62,792	-	77,906	-
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によるものの額	62,792	-	77,906	-
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額(チ)	66,389	-	78,466	-
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	16,540	24,811	4,114	16,459
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,155	-	914	-
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	-	-	-	-
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	1,155	-	914	-
57	Tier2 資本に係る調整項目の額(リ)	17,696	-	5,029	-
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	48,693	-	73,437	-
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	781,075	-	764,721	-
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	85,212	-	59,936	-
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)の額に係る経過措置によるものの額	8,404	-	8,869	-
	うち、前払年金費用の額に係る経過措置によるものの額	4,584	-	5,001	-
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	340	-	274	-
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	71,882	-	45,791	-
60	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	5,368,705	-	4,921,364	-
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	13.64%	-	14.04%	-
62	Tier1 比率((ト)/(ヲ))	13.64%	-	14.04%	-
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	14.54%	-	15.53%	-
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	83,274	-	79,628	-
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	16,920	-	16,517	-
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	-	-
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	58	-	135	-
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	108	-	222	-
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	3,539	-	425	-
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	30,048	-	27,514	-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-	-	-	-
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	-	-
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	-	-	-	-
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	-	-

(注) 平成24年9月にバーゼル銀行監督委員会より公表された、「バーゼル3に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式の項目番号です。